

需給調整・経営安定対策についての意向把握

現在、食料・農業・農村基本計画の見直しと併せ、食料・農業・農村政策審議会生産分科会果樹部会において、果樹農業振興基本方針の見直しについて審議されているが、8月11日に中間論点整理が取りまとめられ、この中で、「経営安定対策の加入契約者等を対象にアンケート調査を実施し、制度の見直しに活用すべきではないか。」とされている。

これを踏まえ、現在、経営安定対策の加入契約者等を対象に、需給調整・経営安定対策に関する意向調査を実施しており、その結果を需給調整・経営安定対策の見直しや担い手の経営安定に効果的な手法の検討に資することとしている。

1 調査内容

経営安定対策の加入契約者等 1,000 戸（抽出率約 2%）を対象に、①対策の評価、②対策の見直し方向、③経営支援対策の今後の方向について、農業者の意向を把握する調査を実施している（調査票は、別紙 1）。

2 調査対象者

調査対象者は、経営安定対策の加入契約者等（加入契約者、脱退者（15年産から）、非加入者）とし、具体的には県果実基金において、主要な指定果実出荷事業者を選定し、その傘下の加入契約者等を選定した。

○調査対象者数 1,000 人

・加入契約者 950 人（うんしゅうみかん 700 人、りんご 250 人）

・脱退者、非加入者 50 人（うんしゅうみかん 39 人、りんご 11 人）

○経営安定対策加入契約者数 64 千人（うんしゅうみかん 47 千人、りんご 17 千人）

（参考）

	米販売農家	調査対象農家	回答農家
米政策改革に関する意向調査（平成15年2月）	1,357 千戸	3 千戸	2,124 戸
米の生産調整等に関する意向調査（平成14年5月）	1,357 千戸	3 千戸	2,180 戸

	集落協定参加農業者	調査対象農家	回答農家
中山間地域等直接支払制度参加農業者の意向調査（平成15年4月）	490 千戸	3 千戸	2,648 戸

3 調査スケジュール

8月23日	・加入契約者等の意向把握調査の実施（中央果実基金から調査依頼）
9月17日	・加入契約等の意向把握調査の調査票の中央果実基金への提出期限 ※現在、調査結果を取りまとめ中

秘

需給調整・経営安定対策等に関する意向調査票

(平成16年8月)

現在、農林水産省では食料・農業・農村基本計画の見直しと併せ、食料・農業・農村政策審議会生産分科会果樹部会において、果樹農業振興基本方針の見直しについて審議いただいているところです。なかでも、平成13年度から実施されている需給調整・経営安定対策は、制度の見直しについて積極的な議論がなされております。

本調査は、需給調整・経営安定対策の見直しの基礎資料とする観点から、本制度の加入契約者等を対象に、需給調整・経営安定対策等に対する農業者の方の意向を把握するために実施するものです。

調査結果は、個人の秘密を厳守し、調査の目的以外には絶対に使用することはありませんので、趣旨をご理解の上、調査にご協力いただきますようお願いいたします。

農林水産省生産局果樹花き課

【回答方法、記入上の注意】

- 1 各設問に対する回答は回答欄に番号で記入して下さい。
- 2 調査票に氏名を記入していただく必要はありません。

【調査票の回収期限】

平成16年9月10日(金)までに、本調査票を県果実基金の封筒に入れ、調査票が配布されたJA等に提出いただきますようお願いいたします。

(参考資料)

- 1 産地・担い手対策の課題と今後の方向
- 2 需給調整・経営安定対策の課題と今後の方向
- 3 果樹共済(災害収入共済方式)の概要

1 あなたの農業経営についてお聞きします。

[該当する番号を一つ選択して回答欄に番号を記入して下さい。]

問1-1 あなたは経営安定対策の加入契約者ですか。

- 1 加入契約者 2 脱退者 3 非加入者

回答欄

問1-2 あなたは認定農業者ですか。

- 1 認定農業者 2 認定農業者ではない

回答欄

問1-3 あなたは何才ですか。

- 1 29才以下 5 60才～69才
2 30才～39才 6 70才～74才
3 40才～49才 7 75才以上
4 50才～59才

回答欄

問1-4 あなたには農業後継者はいますか。

- 1 農業後継者がいる 2 農業後継者がいない

回答欄

問1-5 あなたの果樹栽培面積を教えてください。

- 1 0.3ha未満 6 2.0ha～2.5ha
2 0.3ha～0.5ha 7 2.5ha～3.0ha
3 0.5ha～1.0ha 8 3.0ha～4.0ha
4 1.0ha～1.5ha 9 4.0ha以上
5 1.5ha～2.0ha

回答欄

問1-6 あなたのうんしゅうみかん（りんご）の栽培面積を教えてください。

- 1 0.3ha未満 6 2.0ha～2.5ha
2 0.3ha～0.5ha 7 2.5ha～3.0ha
3 0.5ha～1.0ha 8 3.0ha～4.0ha
4 1.0ha～1.5ha 9 4.0ha以上
5 1.5ha～2.0ha

回答欄

問1-7 あなたの15年産販売額（果樹）を教えてください。

- 1 100万円未満 4 500万円～1,000万円
2 100万円～300万円 5 1,000万円～3,000万円
3 300万円～500万円 6 3,000万円以上

回答欄

問1-8 あなたの15年産販売額（うんしゅうみかん（りんご））を教えてください。

- 1 100万円未満 4 500万円～1,000万円
2 100万円～300万円 5 1,000万円～3,000万円
3 300万円～500万円 6 3,000万円以上

回答欄

2 需給調整・経営安定対策等についてお聞きします。

平成13年度から、摘果による生産量の調整等の需給調整対策の強化を前提に、そのような取組を行ってもなお、価格が大きく低下したときに果樹経営者に価格補てんを行う経営安定対策を実施しています。

問2-1 需給調整・経営安定対策を、あなたはどのように評価しますか。

(該当する番号を一つ選択して回答欄に番号を記入して下さい。)

- 1 厳しい販売環境の中、経営安定に寄与し評価できる。
- 2 経営安定に寄与し評価できる点もあるが問題もある。
- 3 問題が多い。

回答欄	
-----	--

[問2-1で、「2」、「3」を選択された方にお聞きします。]

問2-2 需給調整・経営安定対策は、どのような点が問題と考えていますか。

(該当する番号すべてを選択して回答欄に番号を記入して下さい。)

- 1 生産調整しているにもかかわらず、出荷調整が十分でないこと等から価格が低下していること。
- 2 価格下落時に生食用果実を加工原料用に円滑に仕向けられるような仕組みがないこと。
- 3 対策に参加していない農業者がいる等不公平感があること。
- 4 生産出荷目標の配分が、生産出荷実績に基づく一律配分で、農業者の努力が反映されないこと。
- 5 販売価格に関係なく低品質果実も経営安定対策の補てん対象になること。
- 6 努力して高品質果実を生産しているか否か、あるいは専業か兼業かを問わず加入契約者に補てんされていること。
- 7 補てん基準価格が市場価格を基に価格設定されていること。
- 8 その他 (具体的に

回答欄									
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

中間論点整理の中で、需給調整対策については、生産構造調整を含め、需給調整のあり方について、引き続き検討を深めることが必要とされています。

問2-3 需給調整対策は、どのような仕組みがふさわしいと考えていますか。
(該当する番号を一つ選択して回答欄に番号を記入して下さい。)

- 1 現行の仕組みは良い。
- 2 現行の仕組みは改善した方が良い。
- 3 その他 (具体的に

回答欄	
-----	--

[問2-3で、「2」を選択された方にお聞きします。]

問2-4 需給調整対策は、どのように改善した方が良いと考えていますか。
(該当する番号すべてを選択して回答欄に番号を記入して下さい。)

- 1 より多くの農業者が需給調整対策に取り組むようにした方が良い。
- 2 計画出荷が的確に推進されるよう、出荷調整の取組を強化した方が良い。
- 3 価格低下時に生食用果実を機動的に加工原料用果実に仕向けるような仕組みを追加した方が良い。
- 4 条件不利地を廃園する、他の品目(晩かん類、ぶどう等の果樹)への改植、野菜への転換等により生産量を調整する方式を導入する方が良い。
- 5 果樹の生産を農業者の自己責任に委ねることとし、需給調整対策は廃止した方が良い。
- 6 その他 (具体的に

回答欄						
-----	--	--	--	--	--	--

中間論点整理の中で、経営安定対策、果樹共済(災害収入共済方式)等の制度内容等について検討の上、担い手のセーフティネットとしてどのような対策が効果的なのか検討すべきとされています。

問2-5 経営安定対策は、どのような仕組みがふさわしいと考えていますか。
(該当する番号を一つ選択して回答欄に番号を記入して下さい。)

- 1 現行の仕組みは良い。
- 2 現行の仕組みは改善した方が良い。
- 3 経営安定対策は廃止した方が良い。
- 4 その他 (具体的に

回答欄	
-----	--

[問2-5で、「2」、「3」を選択された方にお聞きします。]

問2-6 農業者の経営を安定させるため、どのような仕組みがふさわしいと考えていますか。

(該当する番号すべてを選択して回答欄に番号を記入して下さい。)

- 1 多くの農業者に補てんがなされる経営安定対策ではなく、きめ細かな園地整備や改植等の前向きな取組を行う農業者に助成し、農業者の経営を支援する対策に転換する方が良い。
- 2 現在の経営安定対策の対象を担い手に限定する方が良い。
- 3 収入や所得が基準となる水準を下回った場合にその下落分の一定割合を補てんする仕組みにした方が良い。
- 4 果樹共済（災害収入共済方式）への加入により、経営安定を図る方が良い。
- 5 経営安定のための対策は農業者が講ずるべきで、経営を支援する対策は必要ない。
- 6 その他 { 具体的に }

回答欄							
-----	--	--	--	--	--	--	--

中間論点整理の中で、果樹共済（災害収入共済方式）については、そのメリットを生産者にPRし、加入を一層向上させるべきではないかとされています。

問2-7 果樹共済（災害収入共済方式）についてうかがいます。

(該当する番号を一つ選択して回答欄に番号を記入して下さい。)

- 1 果樹共済（災害収入共済方式）に入っている。
- 2 災害収入共済方式以外の果樹共済（半相殺、全相殺等）に入っている。
- 3 果樹共済に入っていない。

回答欄	
-----	--

以上で終わりです。ご協力ありがとうございました。

(県果実基金記入欄) 調査対象者番号

1	2	3	4	5	6	7